

津田塾大学教職課程における自己点検・評価の実施方針

1. 基本方針

本学教職課程における内部質保証は、全学で実施する自己点検・評価を基盤とし、教職課程委員会の責任の下、教職課程を開設する各学科・研究科等との連携により、質の向上及び保証に継続的に取り組むものである。

2. 組織体制

教職課程の自己点検・評価の主体は、全学自己点検・評価委員会規程（第8条2）に基づき設置された教職課程専門委員会とする。全学自己点検・評価委員会教職課程専門委員会は、教職課程の実施を担う教職課程委員会と連携して自己点検・評価を実施し、その結果を教職課程委員会、並びに全学自己点検・評価委員会に報告する。

また、教職課程委員会は、こうした仕組みを通じて、全学の内部質保証システムと連携し、教職課程の質の向上とその保証に取り組む。

3. 内部質保証の仕組み・手順

- 1) 教職課程の自己点検・評価活動は、全学の自己点検・評価活動の一環として実施する。
- 2) 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日文科科学省教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）の内容を踏まえ、本学教職課程委員会が設定した項目に基づく自己点検・評価を毎年実施する。
- 3) 重点的自己点検・評価を実施する年度においては、上記ガイドラインの内容及び一般社団法人全国私立大学教職課程協会の『教育課程自己点検評価基準』（令和4年版）等を踏まえ、本学教職課程委員会が設定した項目に基づき、包括的な評価を実施する。教職課程及びその内部質保証の妥当性の検証を目的として、外部評価を定期的の実施する。なお、各評価の実施時期については、必要に応じて変更できるものとする。
- 4) 自己点検・評価の結果は、全学自己点検・評価委員会、及び教職課程委員会に報告するとともに、教職課程の運営の可視化の観点から、大学のWebサイトを通じて公表する。
- 5) 教職課程委員会は、自己点検・評価結果を踏まえ、質の向上・保証に向けた方策の方向性について検討し、必要な取組みが円滑かつ着実に実施されるよう、全学的な調整を行う。

以上

教職課程モニタリング用チェックリストの項目

大区分	基準	点検・評価項目
教職課程の理念・目標	①教育理念・学修目標	大学の基本理念等を踏まえた教職課程としての教育理念を設定している 教職課程の教育理念を踏まえた学修目標を設定している 教職課程の教育理念と学修目標が学内（教職員、学生）で共有されている 教職課程の教育理念と学修目標の適切性について検討するためのしくみが整備されている
教職課程カリキュラム	②授業科目・教育課程の編成実施	教職課程としての教育理念・学修目標を踏まえた教育課程が編成されている 学科等の目的を踏まえ、教職課程の体系性や系統性が担保されている 教職課程カリキュラムがコアカリキュラムに対応している 学校や社会のニーズ、政策課題への対応がなされている 1単位当たりの学修時間を確保するためのしくみが整備されている 教職課程の見直しや充実を図るためのしくみが整備されている 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備等が整備されている 各授業科目について適切なシラバスが作成されている 科目の特性に応じた指導上の工夫が行われている（アクティブ・ラーニングや ICT の活用など）
	③学習成果の把握・可視化	学習成果を把握するしくみが整備されている
教職課程における組織	④教職員組織	教職課程を統括する全学的組織が適切に編成されている 教職課程担当教員、各学科の教員、及び事務職員による協働体制が構築されている 教職課程の実施について、全学的組織と学科間の役割分担が適切になされている 教職課程の質保証のための活動（FD・SD 等）が定期的に行われている 教職課程における自己点検・評価の実施方針に基づき、自己点検・評価を組織的にやっている
	⑤情報公開	教職課程を設置する教育機関に義務づけられている情報公表を適切に行っている 教職課程における自己点検・評価の実施方針に基づき、結果を公開している
	⑥教職指導	教職課程の履修について必要な情報を提供している 学生の教職に対する意欲や適性を把握している 学生の教職に対する意欲や学修状況に即した履修指導・ガイダンスを行っている 学生のニーズ把握に基づく教職キャリア支援を組織的にやっている 学校体験活動等、学生が教育現場に触れる機会を提供している 教職を目指す学生に対する情報提供を適切に行っている
	⑦関係機関等との連携	近隣自治体の教育委員会や学校と連携が図られている 教育実習の協力校との連携が図られている 学外の多様な人材（実務家教員、現職教員、OG 教員等、教育関係者）との連携が図られている